

平成 25 年 1 月 18 日

保護者様

京都市立下京中学校
校長 村上 幸一

インフルエンザの感染予防と部活動の休止について

日頃は、本校教育の推進にご理解、ご支援をいただき、ありがとうございます。
寒さが一段と厳しくなり、インフルエンザの感染が多くなる季節になってきました。
各家庭におかれましては、感染予防に向けて日頃からご留意いただいていることと思
いますが、流行シーズンに向けて一層のご注意をお願いいたします。

なお、本日、2 年生で発熱による欠席・早退生徒が急増してまいりました。そこで、
念のため本日と週末の部活動については、原則として活動を休止致します。感染拡大を
防ぐため、ご理解・ご協力をよろしくをお願いいたします。

※但し、公式戦等のある部については、健康管理を十分に行った上で、活動を行いま
す。ご了承ください。

- (1) 次の点に留意いただき、お子さんが発熱し、インフルエンザの疑いがある場合
は、できるだけ早く受診をお願いします。

- ① うがいや手洗いを励行する。咳等の症状がある場合は、必要に応じてマスクを
着用する。
- ② 夜は早く寝て、体を十分休める。
- ③ 微熱があり、体調がすぐれない健康状態の場合は無理に登校しない。
- ④ 繁華街、デパート、映画館など多数の人が集まる所は避ける。
- ⑤ 風邪の症状が見られた場合は、インフルエンザの可能性もあるので、早めに休
養し、専門医の診断を受ける。

※インフルエンザや風邪を疑う症状等があつて欠席する場合、必ず学校に連絡いた
だきますよう、お願いいたします。

- (2) インフルエンザ感染による児童・生徒の出席停止期間は、次のとおりです。

(平成 24 年 4 月 1 日より改正されました)

「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあつては 3 日）を経過す
るまで」(平成 24 年 4 月 2 日付文部科学省通知)

つまり、インフルエンザを発症・発熱した日の翌日を 1 日目として 5 日間が経ち、な
おかつ、解熱した日の翌日を 1 日目として 2 日間（幼児は 3 日間）が経つまでが、出席
停止期間の基準となります。

ただし、受診した医師より、出席停止期間について別途指示がある場合には、その指
示に従うようにしてください。